



外壁・屋根の塗替えや 建替えには届出が必要です

都市計画課

内線534

町では、建築物の色彩やデザイン、高さなどの基準を定めた景観法による景観計画が施行されています。家を建てたり、増改築や、塗替えなど、一定規模以上行う場合には都市計画課へ届出が必要です。

※特に塗替えをする場合には50㎡（温泉場地区では10㎡）を超えるものから届出が必要です。

【届出が必要な規模】（一部抜粋）

・家などを建てる場合

延床面積が150㎡（温泉場地区では10㎡）を超えるもの、または3階建て以上

・外壁や屋根を塗替える場合

塗替える部分の面積の合計が50㎡（温泉場地区では10㎡）を超えるもの
※温泉場地区とは、観光会館から不動滝までの商業地域の用途が指定されている区域

★詳しくは、都市計画課にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

<http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/toshikeika-index.html>

ふれあい農園 利用者募集

農林水産課

内線734

土に親しみ、野菜や花などを自分の手で育て、収穫の喜びを味わってみませんか。

農作物を初めて作る方でも、町の農業技術指導員がおりますので、安心して始められます。

【募集農園】

神戸農園・・・1区画

天保山農園・・・1区画

前栗場農園・・・2区画

【区画面積】30㎡

【利用料】年間9,000円

【利用資格】次のいずれかに該当する方

①町内に住所（住民登録）がある方

②町内に畑以外の固定資産を所有している方

【申込み】11月10日(月)までに、電話または直接窓口で住所・氏名・電話番号をお申し出ください。

【注意事項】

①応募数が区画数を上回った場合、抽選となります。

②1家族1応募です。

③現在ふれあい農園を利用されている方は応募できません。

※詳細はお問い合わせください。

取り壊し家屋や 現況変更の届出を

税務課

内線265～267

平成20年中に取り壊した建物や現況を変更した土地などがある場合は、来年の1月末までに必ず届出をしてください。詳しくは、税務課資産税担当へお問い合わせください。

年末調整説明会

小田原税務署（税務署法人2部門） ☎35-4511

【日 時】11月5日(水)13:30～16:00

【会 場】商工会館 3階大会議室

【対 象】源泉徴収義務者

（事業所などの給与事務担当者）

【内 容】年末調整に必要な書類及び平成21年度給与支払報告書の用紙の配布

※説明会後は、町税務課で配布します。

広報ゆがわら 10月号の訂正

地域政策課

内線232

広報ゆがわら10月号「湯河原の歴史と文学を訪ね湯河原温泉を楽しみましょう!!」のうち、実施日が「11月12日(火)」となっていました、「11月12日(水)」の誤りでしたので、お詫びして訂正いたします。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します (平成19年11月1日～平成20年10月30日)

住民課

内線321

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき閲覧状況を公表します。

国又は地方公共団体などの名称	請求事由の概要	閲覧の年月日 閲覧の件数	閲覧に係る住民の範囲
文化庁文化部	平成19年度国語に関する世論調査	20年2月26日 19件	対象者 16歳以上の男女 地 区 土肥二丁目
自衛隊神奈川 地方協力本部	自衛隊法第29条1項、同第35条に基づく、 自衛官募集事務	20年6月11日 221件	対象者 昭和57年4月2日生 ～平成3年4月1日生 平成5年4月2日生 ～平成6年4月1日生 地 区 湯河原町全域
湯河原町	湯河原町都市マスタープラン作成（改定） 事業	20年6月25日 1,500件	対象者 18歳以上の男女 地 区 湯河原町全域
神奈川県 県民部	平成20年度県民ニーズ調査	20年7月30日 20件	対象者 20歳以上の男女 地 区 土肥四丁目